

一宮生活協同組合 延滞手数料規程

(目的)

第1条 この規程は、一宮生活協同組合利用規則第16条第1項4号の延滞手数料について定めます。

(定義)

第2条 一宮生協利用規則第16条（代金等の未払いへの対応）により、生協が負担した費用（払込票代金、払込票郵送代金等）の実費相当分を手数料としています。

(手数料)

第3条 延滞手数料は、一律150円（消費税別）とします。

(請求)

第4条 一宮生協利用規則第16条（代金等の未払いへの対応）が必要となった状態で、毎月20日の請求処理日を迎えた時に代金等へ加算し請求します。以後、全ての代金等が完済されるまで、毎月加算は継続されます。

2020年4月20日 制定

2020年6月1日 施行